**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）**

**実績報告書作成マニュアル**

**本マニュアルを利用する際の前提条件**

1. 分院等を持たない単一の歯科診療所である。
2. 慰労金は医療分で請求している。
3. 交付決定額が助成上限額と同じである。
4. 実際の支出額が交付決定額を上回っている。

なお、実績報告書の提出は、申請時と違い、紙媒体による郵送のみですのでご注意ください。

郵送先

〒850-0058　長崎市尾上町3番1号

長崎県長寿社会課